

# 入札公告

下記のとおり入札に付します。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件名 : 政府所有国内産米穀による代替供給販売
- (2) 対象米穀 : 別紙1の「販売対象米穀一覧表」による。
- (3) 最小応札単位 : 1トン
- (4) 入札数量の上限 :
  - ① 販売対象米穀一覧表に掲げる物品番号毎の申込数量は100トンを上限とする。  
ただし、複数の在庫地がある場合は、在庫地別の申込数量を必ず明記することとし、複数の在庫地を申込む場合の申込数量の合計は100トンを上限とする。
  - ② 提示数量に※印を付した物品番号の申込については、300トン又は提示数量のいずれか小さい数量を上限とする。
  - ③ 1者当たりの入札限度数量は、入札者の米の年間取扱数量に応じて、以下のとおりとする。

単位：トン

米の年間取扱数量	入札限度数量
100,001 ~	10,000
50,001 ~ 100,000	7,000
30,001 ~ 50,000	5,000
10,001 ~ 30,000	3,000
4,000 ~ 10,000	1,000

- (5) 入札方法 : 入札は、消費税及び地方消費税相当額を含まない、包装代（フレキシブルコンテナ使用料を含む。）込みの60キログラム当たり単価及び数量にて行うものとし、落札者は6により決定する。
- (6) 引取期限 : 平成24年8月31日（金）

### 2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づく不作等による政府備蓄米放出時の特例販売の有資格者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当する者でないこと。なお、未成年者、被保佐人または被補助人であつて、契約のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当する者でないこと。
- (4) 生産局における食料安定供給特別会計事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 基本要領に基づく、資格の停止を受けている期間中でないこと。

### 3 入札関係書類の交付の場所、期間及び時間

#### (1) 農林水産省生産局

- ① 場所：東京都千代田区霞が関 1-2-1  
農林水産省生産局農産部貿易業務課米穀業務班
- ② 期間：平成 24 年 6 月 11 日（月）から平成 24 年 6 月 22 日（金）まで  
（ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く）
- ③ 時間：午前 10 時から午後 5 時まで

#### (2) 住友商事株式会社

- ① 場所：東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 11 号  
住友商事株式会社 食料部
- ② (1) の②に同じ
- ③ (1) の③に同じ

#### (3) 日通商事株式会社

- ① 場所：東京都中央区築地 5-6-10 浜離宮パークサイドプレイス  
日通商事株式会社 物流商品部
- ② (1) の②に同じ
- ③ (1) の③に同じ

#### (4) 三菱商事株式会社

- ① 場所：東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号  
三菱商事株式会社 農水産本部農産ユニット
- ② (1) の②に同じ
- ③ (1) の③に同じ

### 4 入札書等の提出及び入札執行

#### (1) 提出場所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省生産局農産部貿易業務課米穀業務班

#### (2) 入札書等受付締切日時

郵送による場合：平成 24 年 6 月 25 日（月）午後 5 時まで（必着）

持参する場合：平成 24 年 6 月 26 日（火）午前 12 時（正午）まで

### (3) 提出方法

「政府所有国内産米穀による代替供給販売入札書（6月26日実施分）」、「政府所有国内産米穀による代替供給販売に関する誓約書」及び「名称等及び落札数量の公表に関する同意書」を封かんの上、封筒の表に朱書きで「6月26日実施分政府所有国内産米穀による代替供給販売入札書」と記入し、(2)に定める締切までに(1)の提出場所に提出するものとする。

なお、郵送の場合は、書留等、配達記録が確実に残る方法により送付すること。

### (4) 入札執行日

平成24年6月26日（火）

## 5 入札の無効又は取消し

- (1) 本公告に示した入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札価格に円未満の端数を付した入札は、無効とする。
- (3) 同一の物品番号の在庫地に対し、入札者が2通り以上の意思表示をした際は、当該申込を無効とする。
- (4) 入札公告後において、品質上の理由等により、入札に付された対象米穀が正品でない可能性があることを確認したときは、1の(2)の対象米穀からの取消し又は当該米穀に対する入札を取り消すことがある。

## 6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格を超える単価の入札者のうち、以下の条件により高価の入札者から順次売渡数量に達するまでの入札者をもって落札者とする。
  - ① 販売対象米穀一覧表における物品番号毎の在庫地別在庫数量の範囲内
  - ② ①の数量の合計が物品番号毎に掲げる提示数量の範囲内
  - ③ 年産グループ別に以下の数量の範囲内

単位：千トン

	19年産	20年産	21年産	計
Aグループ	1.7	1.7	4.8	8.2
Bグループ	2.1	1.8	2.8	6.7
Cグループ	16.2	2.8	6.1	25.1
計	20.0	6.3	13.7	40.0

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合には、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
- (3) 落札となるべき同数量、同価の入札をした者が2人以上ある場合には、くじで落札者を決定する。
- (4) 最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の入札数量と合計して売渡数量を

超える場合には、その超える数量については、落札がないものとする。

#### 7 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

#### 8 落札情報の公開

当該入札に係る落札者の名称等及び落札数量について、農林水産省のホームページに掲載することにより公開するものとする。

#### 9 現品の引渡方法

- (1) 在庫倉庫における在姿での引渡しとする。
- (2) 現品の引渡にあたっては、複数の倉庫となる場合がある。

#### 10 その他

- (1) 落札者が契約を締結しないときは、基本要領に基づき資格を停止する場合がある。
- (2) 「政府所有国内産米穀による代替供給販売実績報告書」については、平成 24 年 10 月末までに農林水産省生産局農産部農産企画課米穀需給班あてに報告すること。
- (3) 本公告に記載なき事項は、入札説明書による。

平成 24 年 6 月 8 日

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省生産局農産部

貿易業務課米穀業務班

電話：03-6744-1354（直通）

担当：田口、堀籠（ほりごめ）

農産企画課米穀需給班

電話：03-6738-8973（直通）

担当：岩井、武藤

## 販売対象米穀一覧表(19年産米)

(単位:トン)

産年	グループ	物品番号	産地	品 種	等級	提示数量	在庫地	在庫数量		
19年	A	101	北海道	きらら397	1	3,340	北海道	3,340		
		102	青森	つがるロマン	1	1,300	青森	1,300		
		103	群馬	あさひの夢	1	200	茨城	200		
		104	群馬	あさひの夢	2	100	茨城	100		
		105	群馬	ゴロピカリ	2	500	群馬	500		
		106	岡山	朝日	1	350	岡山	350		
		107	岡山	朝日	2	200	岡山	200		
		108	熊本	あきまさり	1	150	熊本	150		
		109	熊本	あきまさり	2	150	熊本	150		
		110	熊本	ユメヒカリ	2	302	福岡	201		
							熊本	101		
		B	201	山形	はえぬき	1	5,767	宮城	1,497	
	山形							5,767		
	福島							5,767		
	埼玉							1,398		
	東京							3,997		
	神奈川							100		
			202	茨城	あきたこまち	1	150	茨城	150	
			203	埼玉	キヌヒカリ	1	60	埼玉	60	
			204	福岡	ヒノヒカリ	2	1,151	福岡	1,151	
			205	熊本	ヒノヒカリ	1	500	熊本	500	
			206	熊本	ヒノヒカリ	2	999	福岡	400	
								熊本	599	
		C	301	山形	コシヒカリ	1	360	宮城	360	
				302	福島	コシヒカリ	1	1,090	山形	360
				303	茨城	コシヒカリ	1	1,260	福島	1,090
				304	栃木	コシヒカリ	1	700	茨城	1,260
				305	埼玉	コシヒカリ	1	80	栃木	700
				306	千葉	コシヒカリ	1	380	埼玉	80
				307	長野	コシヒカリ	1	1,240	千葉	380
			308	新潟	コシヒカリ	1	9,455	茨城	522	
								栃木	3,438	
								埼玉	4,114	
								千葉	3,695	
								東京	2,858	
								神奈川	7,565	
		新潟						9,455		
		長野	5,092							
		309	富山	コシヒカリ	1	600	大阪	997		
		310	石川	コシヒカリ	1	5,990	富山	600		
							石川	1,300		
							京都	3,006		
							大阪	1,484		
							奈良	200		

19年	C	311	福井	コシヒカリ	1	4,491	福井	2,029
							京都	912
							大阪	1,989
		312	愛知	コシヒカリ	1	1,900	三重	1,900
		313	愛知	コシヒカリ	2	100	三重	100
		314	三重	コシヒカリ	1	3,001	愛知	968
							三重	2,033
		315	滋賀	コシヒカリ	1	3,450	滋賀	3,450
		316	鳥取	コシヒカリ	1	923	鳥取	923
		317	鳥取	コシヒカリ	2	250	鳥取	250
		318	島根	コシヒカリ	1	1,200	島根	210
							岡山	990
		319	島根	コシヒカリ	2	850	岡山	850
		320	岡山	コシヒカリ	1	150	岡山	150
		321	岡山	コシヒカリ	2	150	岡山	150
		322	山口	コシヒカリ	1	1,679	山口	1,679
		323	山口	コシヒカリ	2	1,100	山口	1,100
		324	熊本	コシヒカリ	1	300	熊本	300
		325	岩手	あきたこまち	1	430	岩手	430
							宮城	5,932
							秋田	16,500
		326	秋田	あきたこまち	1	16,500	福島	357
							茨城	3,785
							栃木	2,913
							群馬	4,035
							埼玉	6,805
							千葉	510
							東京	4,530
							神奈川	3,604
							山梨	2,379
					大阪	1,699		
327	山形	あきたこまち	1	60	宮城	60		
					山形	60		
328	岩手	ひとめぼれ	1	4,135	岩手	2,998		
					栃木	200		
					埼玉	2,122		
					東京	825		
					大阪	2,000		
329	宮城	ひとめぼれ	1	2,836	宮城	2,836		
					山形	1,171		
					愛知	2,000		
330	福島	ひとめぼれ	1	100	福島	100		
計						79,979		

### 販売対象米穀一覧表(20年産米)

(単位:トン)

産年	グループ	物品番号	産地	品 種	等級	提示数量	在庫地	在庫数量
20年	A	401	北海道	きらら397	1	2,500	北海道	2,500
		402	北海道	ななつぼし	1	600	北海道	600
		403	北海道	ほしのゆめ	1	300	北海道	300
		404	北海道	おぼろづき	1	50	北海道	50
		405	北海道	大地の星	1	50	北海道	50
		406	青森	つがるロマン	1	900	青森	900
		407	青森	まっしぐら	1	600	青森	600
		408	茨城	ゆめひたち	1	118	茨城	118
		409	茨城	ゆめひたち	2	41	茨城	41
		410	栃木	なすひかり	1	73	栃木	73
		411	群馬	あさひの夢	1	37	群馬	37
		412	栃木	あさひの夢	1	248	栃木	248
		413	栃木	あさひの夢	2	19	栃木	19
		414	群馬	ゴロピカリ	2	39	群馬	39
		415	千葉	ふさおとめ	1	56	千葉	56
		416	千葉	ふさこがね	1	107	千葉	107
		417	千葉	ふさこがね	2	19	千葉	19
		418	愛知	あいちのかおり	1	37	愛知	37
		419	愛知	あいちのかおり	2	20	愛知	20
		420	三重	どんとこい	1	15	三重	15
		421	兵庫	どんとこい	2	14	兵庫	14
		422	京都	祭り晴	1	15	京都	15
		423	兵庫	フクヒカリ	2	11	兵庫	11
		424	岡山	朝日	1	440	岡山	440
		425	岡山	朝日	2	33	岡山	33
		426	岡山	みつひかり	1	17	岡山	17
		427	広島	中生新千本	1	62	広島	62
		428	広島	中生新千本	2	16	広島	16
		429	広島	あきろまん	1	89	広島	89
		430	広島	あきろまん	2	21	広島	21
		431	山口	晴るる	2	12	山口	12
		432	香川	オオセト	2	45	徳島	45
		433	愛媛	愛のゆめ	1	42	愛媛	42
		434	熊本	あきげしき	1	51	熊本	51
		435	熊本	あきげしき	2	20	熊本	20
		436	熊本	秋音色	1	19	熊本	19
		437	熊本	森のくまさん	1	15	熊本	15
		438	鹿児島	夢はやと	1	15	鹿児島	15
		439	鹿児島	夢はやと	2	16	鹿児島	16
	B	501	山形	はえぬき	1	1,865	山形	1,865
		502	茨城	あきたこまち	1	180	茨城	180
		503	茨城	あきたこまち	2	12	茨城	12
		504	長野	あきたこまち	1	31	長野	31

20年

B

505	滋賀	あきたこまち	1	30	滋賀	30
506	香川	あきたこまち	2	65	徳島	65
507	愛媛	あきたこまち	2	67	愛媛	67
508	茨城	ひとめぼれ	1	13	茨城	13
509	栃木	ひとめぼれ	1	16	栃木	16
510	千葉	ひとめぼれ	1	14	千葉	14
511	山口	ひとめぼれ	1	115	山口	115
512	山口	ひとめぼれ	2	292	山口	292
513	大分	ひとめぼれ	1	54	大分	54
514	熊本	ひとめぼれ	1	76	熊本	76
515	熊本	ひとめぼれ	2	91	熊本	91
516	三重	キヌヒカリ	2	35	三重	35
517	滋賀	キヌヒカリ	2	83	滋賀	83
518	京都	キヌヒカリ	1	39	京都	39
519	兵庫	キヌヒカリ	2	146	兵庫	146
520	愛媛	キヌヒカリ	1	52	愛媛	52
521	滋賀	日本晴	1	86	滋賀	86
522	山口	日本晴	1	16	山口	16
523	山口	日本晴	2	37	山口	37
524	兵庫	ヒノヒカリ	2	108	兵庫	108
525	岡山	ヒノヒカリ	1	12	岡山	12
526	広島	ヒノヒカリ	1	98	広島	98
527	広島	ヒノヒカリ	2	15	広島	15
528	山口	ヒノヒカリ	1	136	山口	136
529	山口	ヒノヒカリ	2	321	山口	321
530	香川	ヒノヒカリ	2	* 312	徳島	239
					香川	73
531	愛媛	ヒノヒカリ	1	14	愛媛	14
532	高知	ヒノヒカリ	2	11	高知	11
533	大分	ヒノヒカリ	1	57	大分	57
534	大分	ヒノヒカリ	2	26	大分	26
535	熊本	ヒノヒカリ	1	242	熊本	242
536	熊本	ヒノヒカリ	2	174	熊本	174
537	鹿児島	ヒノヒカリ	1	304	鹿児島	304
538	鹿児島	ヒノヒカリ	2	24	鹿児島	24
539	新潟	こしいぶき	1	140	新潟	140
540	富山	てんこもり	1	230	富山	230
541	富山	てんたかく	1	337	富山	337
542	岩手	どんぴしゃり	1	86	岩手	86
543	石川	ハナエチゼン	1	50	石川	50
544	石川	ほほほの穂	1	360	石川	360
545	秋田	めんこいな	1	190	秋田	190
546	石川	ゆめみづほ	1	486	石川	270
					大阪	216



20年	C	601	山形	コシヒカリ	1	45	山形	45
		602	茨城	コシヒカリ	1	758	茨城	758
		603	茨城	コシヒカリ	2	187	茨城	187
		604	栃木	コシヒカリ	1	1,308	栃木	1,308
		605	栃木	コシヒカリ	2	131	栃木	131
		606	千葉	コシヒカリ	1	105	千葉	105
		607	千葉	コシヒカリ	2	12	千葉	12
		608	長野	コシヒカリ	1	275	長野	275
		609	長野	コシヒカリ	2	17	長野	17
		610	新潟	コシヒカリ	1	1,200	新潟	1,200
		611	富山	コシヒカリ	1	720	富山	720
		612	石川	コシヒカリ	2	262	大阪	262
		613	福井	コシヒカリ	1	1,056	福井	1,056
		614	三重	コシヒカリ	1	42	三重	42
		615	三重	コシヒカリ	2	569	三重	569
		616	滋賀	コシヒカリ	1	71	滋賀	71
		617	滋賀	コシヒカリ	2	166	滋賀	166
		618	兵庫	コシヒカリ	2	50	兵庫	50
		619	岡山	コシヒカリ	1	74	岡山	74
		620	広島	コシヒカリ	1	133	広島	133
		621	広島	コシヒカリ	2	49	広島	49
		622	山口	コシヒカリ	1	51	山口	51
		623	山口	コシヒカリ	2	353	山口	353
		624	香川	コシヒカリ	2	19	香川	19
		625	愛媛	コシヒカリ	1	26	愛媛	26
		626	愛媛	コシヒカリ	2	* 113	愛媛	113
		627	熊本	コシヒカリ	1	20	熊本	20
		628	熊本	コシヒカリ	2	33	熊本	33
		629	岩手	あきたこまち	1	193	岩手	193
		630	秋田	あきたこまち	1	2,533	秋田	2,533
							埼玉	883
		631	山形	あきたこまち	1	60	山形	60
		632	岩手	ひとめぼれ	1	245	岩手	245
		633	秋田	ひとめぼれ	1	160	秋田	160
634	山形	ひとめぼれ	1	30	山形	30		
計					24,996			

### 販売対象米穀一覧表(21年産米)

(単位:トン)

産年	グループ	物品番号	産地	品 種	等級	提示数量	在庫地	在庫数量
21年	A	701	北海道	きらら397	1	3,928	北海道	3,928
							福島	1,732
							栃木	204
							埼玉	306
							千葉	714
							神奈川	1,734
		702	北海道	ななつぼし	1	590	北海道	590
		703	北海道	ほしのゆめ	1	110	北海道	110
		704	青森	まっしぐら	1	1,704	青森	1,704
							岩手	617
							山形	887
							福島	1,704
							茨城	800
							三重	464
		705	青森	つがるロマン	1	371	青森	371
							山形	200
		706	青森	むつほまれ	1	10	青森	10
		707	茨城	ゆめひたち	1	60	茨城	60
		708	茨城	つくばSD1号	1	100	茨城	100
		709	栃木	なすひかり	1	130	栃木	130
		710	群馬	ミルクプリンセス	1	150	茨城	150
		711	群馬	あさひの夢	1	1,290	茨城	1,290
	群馬						1,290	
	埼玉						120	
	712	栃木	あさひの夢	1	248	栃木	203	
						埼玉	118	
	713	埼玉	彩のかがやき	1	464	埼玉	464	
	714	滋賀	秋の詩	1	270	三重	270	
	715	岡山	朝日	1	706	岡山	706	
	716	岡山	アケボノ	1	101	岡山	101	
	717	佐賀	夢しずく	1	4,968	佐賀	4,968	
	718	熊本	森のくまさん	1	2,501	熊本	2,501	
719	熊本	あきげしき	1	800	熊本	800		
720	熊本	あきまさり	1	193	熊本	193		
721	熊本	にこまる	1	500	熊本	500		
722	熊本	くまさんの力	1	200	熊本	200		
B		801	山形	はえぬき	1	540	山形	540
		802	茨城	あきたこまち	1	590	茨城	590
		803	奈良	ひとめぼれ	1	200	奈良	200
		804	滋賀	日本晴	1	270	三重	270
		805	奈良	ヒノヒカリ	1	800	奈良	800
		806	香川	ヒノヒカリ	1	* 972	徳島	972
		807	福岡	ヒノヒカリ	1	200	福岡	200
		808	熊本	ヒノヒカリ	1	3,001	熊本	3,001

21年	B	809	大分	ヒノヒカリ	1	764	大分	764	
		810	鹿児島	ヒノヒカリ	1	3,072	福岡	1,200	
								宮崎	1,872
		811	岩手	いわてっこ	1	90	岩手	90	
								山形	90
		812	岩手	かけはし	1	10	山形	10	
		813	宮城	ササニシキ	1	290	宮城	290	
		814	福島	チヨニシキ	1	130	福島	130	
							茨城	102	
	815	福井	ハナエチゼン	1	315	石川	315		
	C	901	福島	コシヒカリ	1	140	福島	140	
		902	茨城	コシヒカリ	1	116	茨城	116	
		903	栃木	コシヒカリ	1	2,597	栃木	2,597	
		904	千葉	コシヒカリ	1	1,457	千葉	1,457	
		905	長野	コシヒカリ	1	380	長野	380	
		906	新潟	コシヒカリ	1	2,680	群馬	2,680	
							新潟	933	
							長野	2,213	
		907	石川	コシヒカリ	1	1,384	石川	198	
							京都	1,186	
		908	福井	コシヒカリ	1	3,018	福井	3,018	
滋賀							997		
京都							623		
大阪							818		
909		愛知	コシヒカリ	1	1,499	愛知	1,499		
910		三重	コシヒカリ	1	869	三重	869		
911		鳥取	コシヒカリ	1	464	鳥取	464		
912		島根	コシヒカリ	1	793	鳥取	793		
913		広島	コシヒカリ	1	464	広島	464		
914		山口	コシヒカリ	1	1,187	山口	1,187		
915		佐賀	コシヒカリ	1	759	佐賀	759		
916	熊本	コシヒカリ	1	1,500	熊本	1,500			
918	秋田	あきたこまち	1	2,851	茨城	464			
					宮城	1,166			
					秋田	2,851			
					福島	1,650			
					茨城	917			
919	岩手	ひとめぼれ	1	790	群馬	715			
					岩手	790			
					茨城	790			
920	宮城	ひとめぼれ	1	930	宮城	930			
					山形	359			
					茨城	683			
921	山形	ひとめぼれ	1	20	山形	20			
					55,000				



平成 年 月 日

## 政府所有国内産米穀による代替供給販売に関する誓約書

農林水産省生産局長 殿

政府所有国内産米穀による代替供給販売により政府備蓄米を買い受けた際には、玄米による売渡しは行わないものとし、精米により需要者へ販売することを誓約します。

なお、玄米による販売を行う必要が生じた場合については、農林水産省生産局長に協議を行います。

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 名<sup>\*1</sup>：

印<sup>\*2</sup>

---

\*1 個人の場合は氏名を記入すること。

\*2 氏名又は代表者名を自署する場合は押印を省略できる。

平成 年 月 日

## 名称等及び落札数量の公表に関する同意書

農林水産省生産局長 殿

政府所有国内産米穀による代替供給販売により、落札者となった場合、商号又は名称又は氏名及び落札数量が公表されることに同意します。

住 所：

商号又は名称又は氏名：

代 表 者 名<sup>\*1</sup>：

印<sup>\*2</sup>

---

\*1 個人の場合は氏名を記入すること。

\*2 氏名又は代表者名を自署する場合は押印を省略できる。

政府所有国内産米穀による代替供給販売入札書（6月26日実施分）

住友商事株式会社 食料部  
 日通商事株式会社 物流商品部 殿  
 三菱商事株式会社 農水産本部農産ユニット

←受託事業体3社連名で記入

住 所 ○○○○  
 名 称 ○○ ○○  
 代表者 ○○ ○○ 印

下記により、政府国内産米穀を入札します。

記

【記入例及び無効例】

産年	グループ	物品番号	産地	品種	等級	買受申込数量 (玄米トン)	買受申込価格 (60kg当たり)	在庫地 (引渡場所)	
<b>同一の物品番号に対し、合計100トンまで申込が可能</b>									
○	19	B	201	山形	はえぬき	1	50	××××	宮城
	19	B	201	山形	はえぬき	1	40	××△△	山形
	19	B	201	山形	はえぬき	1	10	×××△	福島
<b>※印の物品番号は、300トンまで申込が可能(300トン以下の場合、提示数量の全量までの申込が可能)</b>									
○	20	B	530	香川	ヒノヒカリ	2	239	××××	徳島
	20	B	530	香川	ヒノヒカリ	2	61	××△△	香川
	20	C	626	愛媛	コシヒカリ	2	113	××××	愛媛
	21	B	806	香川	ヒノヒカリ	1	300	××××	徳島
<b>同一の物品番号に対し、合計100トン以上の申込をしたため、無効となる例</b>									
×	19	C	301	山形	コシヒカリ	1	60	××××	宮城
	19	C	301	山形	コシヒカリ	1	60	××△△	山形
<b>同一の物品番号の在庫地に2通り以上の申込をしたため、無効となる例</b>									
×	21	A	704	青森	まっしぐら	1	60	××××	青森
	21	A	704	青森	まっしぐら	1	30	××△△	青森

# 入札説明書

この入札説明書は、政府所有国内産米穀による代替供給販売に係る入札に参加しようとする者に、入札を行うため必要な事項について説明するものである。

## 1 入札参加者の心得等

- (1) 入札参加者は、この入札説明書（別紙を含む。）及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号）を熟知の上、入札しなければならないものとし、入札後これらの内容についての不知、不明等を理由とした異議を申し立てることはできないものとする。
- (2) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をする場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 2 入札書の記載

- (1) 入札書は、別紙2によるものとし、数字は算用数字により鮮明かつ明確に記載の上、指定期日までに提出するものとする。
- (2) 代理人による入札の場合は、入札書に参加者本人の氏名、名称等の表示とともに代理人であることの表示及び代理人の氏名等を記載して押印するものとする。
- (3) 入札書は、販売対象米穀一覧表に掲げる物品番号毎の在庫地別に申込を行うこととし、物品番号毎の申込数量（在庫地別申込の合計数量）は100トンを上限とする。  
ただし、提示数量に※印を付した物品番号の申込については、300トン又は提示数量のいずれか小さい数量を上限とする。  
なお、入札者は、消費税及び地方消費税相当額を含まない60kg当たり包装込みの単価を記載するものとし、販売代金の支払に当たっては入札単価に数量を乗じた価格に当該価額の100分の5に相当する額を加算した金額を支払うものとする。
- (4) 入札書の訂正箇所には、訂正印を押印すること。（ただし、価格を訂正した場合は無効とする。）
- (5) 提出済みの入札書の引換え、変更又は取消しはできない。

## 3 再度入札及び随意契約

本件においては、再度入札及び随意契約は行わない。

## 4 落札結果の通知

- (1) 落札結果の通知は、入札参加者に対し、原則として翌日までに買受資格審査申請書に記載してあるFAX番号あてに通知する。
- (2) 入札の決定が遅れる等により、翌日までに落札の連絡ができない場合は、別途



連絡する。

## 5 引渡数量

引渡数量は、落札者に引き渡す現品の包装形態等に応じ、落札数量の近似値とすることがある。

(引渡数量の算出方法)

基本的には、引渡数量は落札数量を量目（フレコンを含む。）で除し、当該数値を四捨五入して得られた数値（整数）に、申込みのあった米穀の量目（フレコンを含む。）を乗じて得た数量とする。

なお、販売対象米穀一覧表に掲げる数量は実在庫数量を 100 kg 単位で四捨五入している場合があるため、その場合は実在庫数量を上限として調整する。

## 6 入札に関する問い合わせ先

東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省生産局農産部貿易業務課米穀業務班

電話：03-6744-1354（直通）

担当：田口、堀籠（ほりごめ）

## 政府所有米穀取扱い基本契約書（用途限定無し）（案）

〇〇株式会社（以下「甲」という）と政府所有米穀の販売等業務の受託事業者である〇〇（以下「乙」という）は、乙が取扱う政府所有米穀（以下「政府米」という）の取扱いについて下記のとおり契約する（以下「本契約」という）。

### 第1条（目的）

乙は、政府が所有する米穀の販売等に関する業務について、政府との業務委託契約に基づき、甲に対して政府米の販売を行なう。この基本契約は、政府と乙の委託内容に基づき、乙が甲に引渡しする政府米の基本的事項を定めるものであり、甲乙間で締結される個々の取引契約（以下「個別契約」という）、その他別途定める事項を除き、甲乙間の取引に共通して適用されるものとする。

### 第2条（契約の締結）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第29条に規定する政府米の買受資格者とし、乙は政府所有米穀の販売等業務の受託事業者とする。

ただし、甲又は乙がそれぞれの要件を喪失した場合以降の取引はできないものとする。

- 2 甲は、政府米買受の決定後、直ちに乙との間で本契約を締結する。
- 3 本契約の締結以降の取引が発生した場合については、個別契約に基づき行う。

### 第3条（個別契約）

政府米の種類、買受数量、単価、買受金額、引渡期限、引渡場所、買受代金振込日その他取引に必要な事項は、別途定める場合を除き、個別契約において定める。

- 2 個別契約は、甲が個別契約において定められた買受代金を乙に支払い、乙がこれを受領したときその効力を生じるものとする。

### 第4条（買受代金の支払い）

買受代金の支払いは前納とする。乙は請求書を甲に届け、甲は第3条の個別契約に基づき乙の口座に振込みにて支払う。

- 2 振込手数料は甲の負担とする。
- 3 甲から支払われた代金は乙を通じて政府に納付する。

### 第5条（政府米の引渡し）

乙は、買受代金を政府に納付し、政府が引渡しを承認後、第3条の個別契約で定めた引渡場所において甲に引渡すものとする。

- 2 乙は、政府から通知される引渡決定通知書に記載されている引渡期限を甲に連絡し、甲は、乙が発行する荷渡指図書をもって引渡日に政府米を引取るものとする。
- 3 引取りに要する運送料は、甲の負担とする。

#### 第6条（引渡現品の管理）

甲は、引渡しを受けた政府米については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例その他関連する規則等を遵守し、汚損、カビ、鼠害が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

#### 第7条（帳簿等の整理）

甲は、政府米の受払いについて、受払い台帳を整備する。

#### 第8条（調査・報告）

甲は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）第10条に基づく報告徴求及び立入検査に協力するほか、乙及び乙に政府米の販売業務等を委託している政府から当該業務又は資産その他財務の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件を調査され、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 甲は、本契約により買い受けた政府米の取引先との売買契約その他の取引関係が明らかになる書類を乙に提出する。

#### 第9条（所有権の移転と危険負担）

政府米の所有権は、荷渡指図書に記載の引渡日をもって、政府から甲に移転する。

- 2 甲乙双方の責に帰しえない事由により政府米の全部又は一部が滅失、毀損又は変質したときは、双方協議の上この解決にあたるものとする。

#### 第10条（瑕疵担保）

甲は、政府米の引取り後1ヶ月以内にカビの発生、政府米の品質変化又は異常の発生等、隠れた瑕疵を発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかにその旨を乙に書面にて通知する。

- 2 乙は、甲から前項の連絡を受けたときは、甲と協議の上、政府の同意を得て、瑕疵のあった政府米と同等の政府米を甲に引渡すことができる。
- 3 甲は瑕疵のあった政府米を乙に返還するものとする。
- 4 返還の費用は乙が負担する。
- 5 乙は返還後の政府米の処置について、政府の指示に従う。

#### 第11条（第三者損害）

甲は、政府米販売等の実施により第三者に損害を及ぼした場合、甲は当該第三者に対して責任を負うものとし、乙に一切の迷惑をかけないものとする。

#### 第12条 (解除)

甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約及び個別契約の全部又は一部の履行ができなくなった場合、本契約及び個別契約の全部又は一部を何らかの催告なくして直ちに解除することができる。

- 2 甲が、この契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと乙が認めるときは直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙は、前項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米の買受代金を甲に返金し、甲は、当該契約に係る政府米を乙に返還する。

#### 第13条 (違約金)

甲は、第12条2項により契約を解除されたときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府米の数量を乗じて得た金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として、乙に支払わなければならない。

#### 第14条 (違約金の支払い期限)

甲は、前条の違約金を、乙が指定する期日まで支払わなければならない。

#### 第15条 (秘密保持義務)

甲及び乙は、本契約の期間中及びその終了後といえども、個別契約の内容及び本契約に基づいて知り得た相手方の業務上の秘密情報を、本契約以外の目的に利用し、もしくは第三者に開示又は漏洩してはならない。

- 2 前項の規定は、乙が法令又は第1条に定める政府との間の業務委託契約に基づき、政府に対して行なう情報の開示に関しては、適用しない。

#### 第16条 (権利義務の譲渡)

甲及び乙は、あらかじめ相手方の承認を得ることなく、本契約及び個別契約に関する権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

#### 第17条 (責任の免除)

乙は、天災地変、戦争、争議行為、輸送機関の事故その他の不可抗力により、政府米の引取りが不可能となり、又は遅延する事態が生じた場合は、甲が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 2 前項の場合、甲及び乙は十分協議し、これに対応するものとする。

#### 第18条（変更）

甲及び乙は、本契約又は個別契約その他の取引条件について、変更の必要性が生じたときは、双方協議の上書面により変更するものとする。

#### 第19条（法令遵守）

甲及び乙は、本契約、個別契約及びこれらに付随する合意の遂行に際し、国内外の関連法律、条例及び規則等を遵守する。

#### 第20条（解約）

甲及び乙は、本契約の有効期間中であっても、3ヶ月の予告期間をもっていつでも本契約を解約することができる。

#### 第21条（契約有効期間）

本契約の有効期間は締結日より1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲及び乙いずれからも解約の意思表示がなされないときは、更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

#### 第22条（存続条項）

第11条、第13条及び第15条は、本契約終了後も引き続き有効とする。

#### 第23条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関する裁判上の紛争について、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第24条（買受資格）

甲は、本契約締結前に政府に提出した「政府所有国内産米穀による代替供給販売に関する誓約書」に記載された事項及び当該誓約書に基づき農林水産省生産局長と協議して認められた販売方法並びに本契約書に規定する事項に違反した場合は、甲の有する「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づく不作等による政府備蓄米放出時の特例販売の買受資格が、政府により停止又は取り消されることがあることについて予め了承するものとする。

#### 第25条（協議解決）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

本契約の成立の証として本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各1通保有する。

2012年 6月 日

甲

乙